

博物館相当施設の指定について

令和2年7月17日
生涯学習課

1 概要

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設として指定しました。

2 指定年月日

令和2年7月10日

3 指定事項

設置者の名称	公益財団法人みやうち芸術文化振興財団
設置者の住所	廿日市市宮内字高通4347番地2
施設の名称	アートギャラリーミヤウチ
施設の所在地	廿日市市宮内字高通4347番地2

4 指定する理由

博物館法施行規則第20条の規定に基づき審査したところ、指定の要件を備えていると認められるため。

（博物館法施行規則第20条）

- 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 学芸員に相当する職員がいること。
- 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 一年を通じて百日以上開館すること。

（参考）施設の概要

事項	内容	
開館年月日	平成25年9月1日	
施設規模等	敷地面積	503.67 m ²
	建物延面積	502.82 m ²
	主な施設	展示室, 管理・研究室 (事務室研究室併用), 収蔵庫
職員	学芸員	1名
資料	芸術に関する資料(絵画, 立体, 写真・映像)	534点
開館日数	253日(令和元年度実績)	